

放課後クラブ事業業務委託基本仕様書「7 業務委託内容 (8) クラブ事業等の企画運営に関すること」

(8) クラブ事業等の企画運営に関すること

- ① クラブ事業は、クラブ事業専用の活動場所（校庭・体育館含む。）で実施すること。
- ② 専門的な知識や技術を持つ講師や、特技を有している地域人材を活用することにより、通常の自由遊びでは得られない体験や学習を提供すること。
- ③ 各学校の教育目標等に沿った内容のクラブ事業を行うこと。
- ④ 学校休業日に、A会員も参加できるクラブ事業を、年間 20 日以上企画し実施すること。
- ⑤ 時宜を得たスポーツや文化的イベント、季節的行事を実施すること。
特に、次に挙げる日本古来の季節的行事については、その成り立ちや意味について児童の理解を深める工夫をした上で、壁面飾りの製作やイベント等を実施すること。
・2 月（節分） ・3 月（桃の節句） ・5 月（端午の節句）
・7 月（七夕） ・9 月（十五夜）
- ⑥ 施設ごとに、事業内容及び事業回数などに、大幅な差異がないようにすること。
- ⑦ 児童の健全育成に配慮し、室内遊び・室外遊びをバランスよく取り入れること。
- ⑧ 映画鑑賞やDVD鑑賞については、上映する内容について暴力や殺人、性的な表現を含まないものにするとともに、鑑賞時間についても長くならないよう注意すること。
また、鑑賞を希望しない児童に対しての配慮を行うこと。
- ⑨ 甲が推奨するクラブ事業を積極的に取り入れること。
- ⑩ 放課後クラブ合同交流イベント実施のため、エリアマネージャー及び職員からなる実行委員会を組織し、甲と調整を図りながら主体となって実施すること。
- ⑪ 乙の企画又は実施しているクラブ事業について、甲は内容等の変更及び中止を求めることができる。この場合、乙は甲の指示に従い、早急に変更又は中止すること。
- ⑫ クラブ事業は、原則乙の負担（講師謝礼等）で実施すること。ただし、参加者が教材費等の実費を負担するクラブ事業を企画する場合、乙は甲に対し事前に相談し、了承を得ることとし、教材費等の徴収は、乙の責任で行うこと。
- ⑬ 甲は別途「放課後クラブ「クラブ事業コーディネート」業務委託」を民間事業者に委託している。当該事業を受託した民間事業者（以下「クラブ事業コーディネーター」という。）は継続プログラム（有料）の実施及び乙へのクラブ事業の支援等を行う。乙はクラブ事業コーディネーターと連携し、クラブ事業の充実を図ること。
継続プログラム（有料）とは、外部講師と保護者が直接契約し、継続的に質の高いプログラムを有料で体験することのできるクラブ事業の一種である。乙は、クラブ事業コーディネーターと連携し、実施に向けた調整、実施場所の調整、参加募集及びアンケート配布等を行うこと。また、継続プログラム（有料）の実施中は、状況判断が可能な職員が 1 名以上付き添い、実施のサポートをすること。